

吹田市青少年問題協議会規則（昭和48年吹田市規則第34号）

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、会長及び委員7人以内で組織する。

2 会長及び委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 関係行政機関の職員 1人以内
- (3) 社会教育委員 1人以内
- (4) 市内の青少年の健全育成を目的とする公共的団体の代表者 4人以内
- (5) 市民 1人以内

3 会長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置き、協議会が委員のうちから選任する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局地域教育部青少年室において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年6月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月8日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 10 月 15 日規則第 34 号の 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 1 月 20 日規則第 4 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（以下省略）

附 則（平成 4 年 11 月 17 日規則第 50 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 20 日規則第 27 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 2 月 2 日規則第 4 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規則の施行の日以後初めて委嘱するこの規則による改正後の吹田市青少年問題協議会規則第 2 条第 4 項第 6 号の委員の任期は、同条第 5 項本文の規定にかかわらず、平成 15 年 2 月 14 日までとする。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 17 号）  
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 33 号）  
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 31 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に在任するこの規則による改正前の吹田市青少年問題協議会規則（以下「旧規則」という。）第 2 条第 4 項第 3 号に規定する委員は、この規則による改正後の吹田市青少年問題協議会規則（以下「新規則」という。）第 2 条の規定にかかわらず、辞任により退任する場合を除き、その任期の末日まで在任するものとする。

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則第 2 条第 3 項に規定する副会長である者は、この規則の施行の日に、新規則第 2 条第 2 項の規定により会長として委嘱され、又は新規則第 3 条第 2 項の規定により副会長として選任されたものとみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 24 号）  
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初に委嘱される会長及び委員の任期は、この規則による改正後の吹田市青少年問題協議会規則第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成31年6月30日までとする。